

全国釣竿公正取引協議会

# 公取協だより

## — 全国釣竿公正取引協議会に新会長就任される —

この度の第25回定時総会において、役員任期の満了に伴い、役員改選が行われ第26期（平成21年度）及び第27期（平成22年度）の2年間の役員が新たに選任されました。

今回、全国釣竿公正取引協議会の会長には、前副会長でありました、藤井治幸氏が新会長として就任されましたので、新会長のご挨拶と、新役員の御紹介をさせていただきます。

### 藤井新会長 就任のご挨拶

第25回定時総会において役員任期満了に伴う改選により会長に選任され就任いたしました。

当協議会も、昨年来大幅に会員数も増加しており当会の役割及び期待も大きくなり、責任の重大さを痛感しているところであります。

さて、現在当協議会が抱えている問題の中で、特に解決しなければならないのは、規則関係であります。

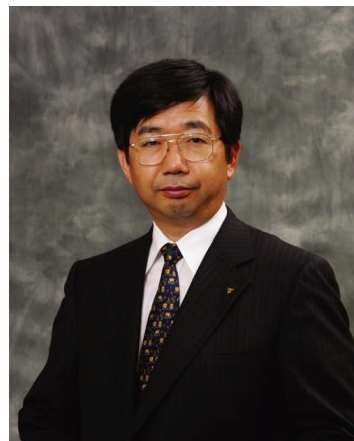
当協議会の規則は創立以来部分的に改正してきてはいるものの、世の中の状況の変化に規則が対応しきれていなく、歪があるのが実態です。

そこで、規則全般を見直し整合性のある形にするために、監督官庁である「公正取引委員会」の指導の下、今期中には何とか纏め上げ施行まで持っていきたいと考えております。

更には、公正マークが消費者に認知されることにより、消費者の購入時の選択の一助にして頂けることを通じて、会員企業様の付加価値アップを図ることになると信じております。この目標に向かって、公正マークのPRのための施策も重要な事業であると考えておりますし、積極的に活動を行っていく計画であります。

いずれにしましても、このようにやるべき事業は山積しております。一つ一つ、一步一步着実に解決を図って行き、協議会発展の為に専心努力致す所存でございます。

何卒、前任者同様、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



\*\*\* 新理事・監事の方々のご紹介 \*\*\*  
全国釣竿公正取引協議会 役員名簿  
 (平成21年度～平成22年度)

今後2年間、当協議会の発展の為に活躍頂く方々をご紹介します。  
 会長に藤井治幸氏、副会長に山登義朗氏・森川良治氏、専務理事に矢頭晃氏、  
 会計理事に橋本俊哉氏をはじめとする新役員が次のとおり選任されました。

役職	氏名	社名・役職	区分
会長	藤井 治幸	(株)がまかつ 代表取締役副社長	再任
副会長	山登 義朗	(株)シマノ 社長室部長	新任
副会長	森川 良治	ダイワ精工(株) 取締役	新任
専務理事	矢頭 晃	(社)日本釣用品工業会 専務理事	再任
理事	加藤 誠司	(株)ジャッカル 代表取締役会長	再任
会計理事	橋本 俊哉	(有)エバークリーンインターナショナル 代表取締役	再任
理事	鈴木 健一	(株)上州屋 専務取締役	再任
理事	塩澤 直人	(株)天龍 代表取締役社長	再任
理事	櫻井 孝行	櫻井釣漁具(株) 代表取締役社長	再任
理事	玉越 和夫	(株)スミス 専務取締役	新任
理事	姫野 哲司	(株)ティムコ 開発課長	新任
理事	安部 信一	(株)タカミヤ 営業部第7地区長	新任
監事	鈴木 隆	(株)リチャーズ 代表取締役社長	再任
監事	高橋 友久	(株)ケーター関東 代表取締役社長	再任

◆日本消費経済新聞（日本消費経済新聞社発行）、平成21年4月13日（月）に釣竿の公正マークがクイズ（何のマークか？）として出題されましたのでご紹介します。

5 平成21年(2009年) 4月13日 月曜日

**TRY!** 消費者力検定

「消費者力検定」(主催: 全日本消費者協会)は、全国(札幌、仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡)で行われます。その本誌特設として、全日本消費者協会の協力の下、過去問題などもピックアップ。問題を分かりやすく解説するとともに、毎日の生活に役立つ「豆知識」なども掲載します。

『消費者力検定』の問い合わせ先は、全日本消費者協会 消費者力検定係 (電話03-6282-6311、ホームページ <http://www.1sphere.jp/jsc-home/>)まで。

TRY! 消費者力検定 (No.26)

同 次女の(ア)(イ)にあてはまる語の組み合わせとして正しいものを選びなさい。

公正競争規約は、(ア)の規定により事業者または事業者団体が(イ)の認定をうけて、業界が表示や景品について自主的に設定しているルールである。

1. (ア) 景品表示法 (イ)公正取引委員会 2. (ア) J A S法 (イ) 農林水産省  
 3. (ア) 食薬衛生法 (イ)厚生労働省 4. (ア) 計量法 (イ) 経済産業省

正解: 〇 1.

【解説】「公正競争規約」は、公正取引協議会の指導のもと、業界内の規約として各業界ごとに作成される。その規約内容は、公正な競争の確保など「業界のメリット」だけでなく、消費者保護も目的とされるため、消費者や学識経験者など幅広い意見を取り入れた上で決められる。

つまり、「公正競争規約」は景品表示法第12条の規定により、公正取引協議会の認定を受けて、事業者または事業者団体が「表示」または「景品類」に関する事項について、自主的に設定する業界のルールのことである。

**豆知識** 消費者にとって、企業間の「景品」競争によるデメリットはあるの？

販売競争は、本来商品の「品質」や「価格」などの内容による競争であるべきということが基本。

一部の事業者による「誇大広告」や「誇大な景品提供」は、他の事業者の対抗意識を呼び、本来企業間にあるべき姿の「商品内容の競争」ではなく、「誇大広告」と「景品内容」の競争となることが危惧される。また、広告や景品などの経費比重を上げたために、「商品内容」がお粗末になるといった本末転倒も生じかねない。つまり、企業が商品の売り上げを伸ばすための競争に、消費者が「景品合戦」に振り回され、「消費者のためによい商品を提供する」という本来の企業に課せられた景品向上の分野がおろそかとなり、結局消費者にとってのデメリットになりかねないとする。

各分野の業界ガールールをまもり、公正で正しい競争のもと、消費者が主体となって商品を選択するための情報を提供している企業を、消費者はどのように見分けられるの？

「公正競争規約」に基づいて、きちんと作られている商品には、業界それぞれの「公正マーク」がつけられていることが多い。商品を購入するときは、「公正マーク」を確認してみてください。

(文責: 青木光代)

公正マークは、公正取引協議会が認定した事業者の自主的に設定する業界のルールのことである。

## 全国釣竿公正取引協議会

## 第25回定時総会開催される

平成21年5月27日(水) 午後3時より  
東京都中央区八丁堀・日本フィッシング会館  
8階大会議室において第25回定時総会が開催されました。

先ず島野容三会長が挨拶し、ご来賓として公正取引委員会事務総局経済取引局消費者取引課より笠原宏課長、水内満喜子規約第三係長の紹介がなされ、続いて笠原課長よりご挨拶をいただきました。引続き島野会長が議長となり議案審議に入りました。

第25期(平成20年度)事業報告・決算報告を承認し、第26期(平成21年度)事業計画(案)・収支予算(案)も承認されました。引続き消費者庁設置に伴う「釣竿の表示に関する公正競争規約」「全国釣竿公正取引協議会会則」変更(案)について承認されました。

また、理事12名、監事2名は今総会にて任期満了により退任となり、役員選任が行われ承認されました。役職には藤井治幸氏が新会長に山登義朗氏・森川良治両氏が副会長にそれぞれ就任されました。

最後に藤井治幸新会長が挨拶され総会は無事終了しました。その後の懇親会では出席者一同和やかに懇談されました。



右：笠原課長 左：水内係長



## I. 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の

### 整備に関する法律のポイント

— 「不当景品類及び不当表示防止法」等改正のポイント—

内閣総理大臣が、消費者の生活に密接に関連する物質の品質等に関する表示の基準を定め、これを遵守させるための命令等を行うことができるようにするため、上記の法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定したこと。

その際、公正取引委員会、農林水産省、経済産業省、厚生労働省にも立入検査等を行わせ、内閣総理大臣にその結果を通知させること等により、消費者庁が指導しつつ、地方における執行体制を実質的に確保できるよう措置がなされたこと。

\* 首相官邸のホームページに関連資料が掲載されています。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhisha/3houan/090529seiritu.html>

## II. 景品表示法の消費者庁移管に伴う規約の変更申請について

消費者庁設置法案が平成21年5月29日に成立し、同年6月5日に公布されました。早ければ、9月には消費者庁及び消費者委員会設置法が施行されることとなりました。当協議会では、第25回定時総会において、消費者庁設置に伴い「釣竿の表示に関する公正競争規約」、「全国釣竿公正取引協議会会則」の変更を審議し承認されました。公正取引委員会へ変更申請の手続きを行っており、8月下旬には官報告示される予定になっております。

## 会 員 動 向

### ●お悔やみ

征興産業(株) 取締役会長 征矢好二様が平成21年6月12日(金)にご逝去されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

### ●第117回理事会で退会1社が承認されました。

喜楽釣具(株) 代表取締役 喜多村 純

〒341-0034 埼玉県三郷市新和1-409-4 TEL0489-52-9825 FAX0489-52-9826

◇ 今年の秋には、消費者庁が設置され、一般消費者の皆様が安心・安全な商品に益々の関心が集まることと思われまます。当協議会としても、新たな心構えで取組むべく、会員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

◇ 事務局は8月12日(水)～14日(金)を夏期休暇とさせていただきます。

 全国釣竿公正取引協議会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-22-8

日本フィッシング会館 5F

TEL 03-3206-1130 FAX 03-3206-1140